

第74号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前				改 正 後			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育支援委員会	医師委員	日額	20,000	教育支援委員会	医師委員	日額	20,000
	医師以外の委員	日額	8,000		医師以外の委員	日額	8,000

いじめ問題対策連絡協 議会	委員	日額	8,000	教育委員会医療的ケア 運営協議会	委員	日額	8,000
[略]	[略]	[略]	[略]	いじめ問題対策連絡協 議会	委員	日額	8,000
				[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第74号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市教育委員会医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置することに関し、委員報酬を定める必要があることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

運営協議会の委員報酬の額を定めること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日